

一般社団法人日本一ゴールボール協会
審判員に関する規程

国内におけるゴールボール競技のさらなる発展と普及を図るために審判員制度を設ける。また、競技規則に則った審判業務に従事することで、公平に物事を考える倫理観を育て、公正な判断力を養い、共生社会（ノーマライゼーション社会）の実現に貢献できる人材を育成する。

第1章 総則

（審判員の定義）

第1条 この規程において審判員とは一般社団法人日本ゴールボール協会（以下、「協会」という）の理事会にて承認された正会員で、審判員制度運営委員会（以下、「審判委員会」という）に所定の手続きを済ませた者をいう。その手続きと区分の詳細については、次章で定める。

（審判員資格の条件）

第2条 審判員は18歳以上でなければならない。

2 審判員は、テクニカルオフィシャルチームに所属するものとする。

（審判員資格の停止と失効）

第3条 審判員は、協会が定める「入会規則」、「ハラスメントの防止に関する規程」に反した場合又は審判員制度運営委員会が審判員としての適正に欠くと理事会に報告し、認められた場合は、審判員としての活動を停止若しくは失効させられることがある。

2 審判員は、次のいずれかに該当する場合、審判員資格を失効する。

- ①休職の届出がなく協会事業2年度にわたり第13条2項を満たさなかった場合。
- ②本人から辞退の申し出があった場合。

3 辞退した審判員は、その協会事業年度は正会員として籍を残すことができる。

（審判員の休職）

第4条 審判員は、傷病、出産などにより審判員の業務を休む場合、所定の届出を行うことにより審判員資格を維持することができる。

2 審判員の休職期間中は、その期間は審判員としての経験年数には含まれない。

(審判員の業務)

第5条 審判員は協会が主催または共催する日本国内におけるゴールボール競技の公式試合（以下、「公式試合」という）にて International Blind Sports Federation（以下、「IBSA」という）が定めるテクニカルオフィシャル業務を務めることができる。ただし、協会が招聘した外国人審判員はこの限りではない。

2 審判員は、協会が主催する競技大会や第4章で定めるオフィシャルクリニック及びレフェリークリニック等の業務に協力するよう努力しなくてはならない。

(審判員の職種の呼称)

第6条 日本国内における審判員の職種及び業務を以下のように区分し、呼称する。

職種	業務
レフェリー	レフェリー
	10秒間タイマー
	バックアップレフェリー
オフィシャル	スコアラー
	タイマー
	バックアップタイマー
	ゴールジャッジ

(サービスの基本)

第7条 審判員は、試合中は IBSA のルールを遵守し、試合中は公平でかつ公正な審判を行わなくてはならない。

(サービス規律)

第8条 審判員は、次の事項を守ってゴールボール競技の試合に精励しなければならない。

- ①協会の名誉と信用を傷つけないこと。
- ②担当試合の業務は責任を持って完遂すること。
- ③試合中は主催者が指定した服装を着用し、清潔感のある身だしなみを心掛けること。
- ④試合の不正行為を疑われる隙を与えないよう自己管理に努めること。
- ⑤観客、ボランティア、コーチ、選手及びスポンサーなどのステークホルダーに敬意を持って接すること。
- ⑥試合に関し、正当な事由なく金品を享受しないこと。
- ⑦酒気を帯びた状態、著しく睡眠を誘発する薬を服用して試合に従事しないこと。

(不服申し立て)

第9条 審判員は、審判委員会から降級や失効など不正に不利益な扱いを受けたと思慮するときは、理事会に申し立てることができる。

第2章 審判員の資格と地位

(審判員の資格)

第10条 審判員の資格を、次の3階級に区分する。

- ①A級レフェリー
- ②B級レフェリー
- ③C級レフェリー

(審判員の権限)

第11条 各級の審判員の権限は以下の通りとする。

①A級レフェリー

- (ア) 公式試合において、第6条で定める職種でレフェリー及びオフィシャルを務めることができる。
- (イ) 公式試合において、審判長又は副審判長を務めることができる。ただし、副審判長を優先して務めることはできない。
- (ウ) 各級の審判員試験を実施することができる。
- (エ) レフェリークリニックを実施することができる。
- (オ) オフィシャルクリニックを実施することができる。
- (カ) 審判員のための勉強会を実施することができる。

②B級レフェリー

- (ア) 公式試合において、第6条で定める職種でレフェリー及びオフィシャルを務めることができる。
- (イ) 公式試合において、その大会の審判長の指名のもと、副審判長を務めることができる。ただし、A級レフェリーが不参加の場合に限り、B級レフェリーが審判委員会委員長に審判長を任命されるものとする。
- (ウ) オフィシャルクリニックを実施することができる。
- (エ) A級レフェリーの指名のもと、レフェリークリニックを補佐することができる。

③C級レフェリー

- (ア) 公式試合において、第6条で定める職種でレフェリー及びオフィシャルを務めることができる。
- (イ) A級レフェリー、B級レフェリーの指名のもと、オフィシャルクリニックを補佐することができる。ただし、A級レフェリーおよびB級レフェリーが不参加の場合に限り、C級レフェリーが当該クリニックを担当することができるものとする。

(審判員の認定条件)

第12条 各級の審判員の認定条件は以下の通りとする。

- ① A級レフェリーは、B級レフェリーとして4年以上活動し、A級レフェリー認定試験において適格と認められた者に対して審判委員会が認定する。
- ② B級レフェリーは、C級レフェリーとして3年以上活動し、B級レフェリー認定試験において適格と認められた者に対して審判委員会が認定する。
- ③ C級レフェリーは、第29条で規定する公認オフィシャルスタッフとして2年以上活動し、C級レフェリー認定試験において適格と認められた者に対して審判委員会が認定する。

(審判員の登録)

第13条 審判委員会が認定した審判員は、認定料を支払うことで、その年の協会事業年度末まで審判員活動を行うことができる。

2 審判員は、その年の協会事業年度末までに審判委員会へ活動記録書を提出し、かつ更新料を支払うことで翌年度も審判員活動を行うことができる。

3 審判員の認定日は各級のレフェリー認定試験日とする。認定試験が複数日にわたり行われた場合は、その最終日を認定日とする。

4 認定証は、認定料振り込み後、原則1か月以内に審判委員会より発行される。

5 登録証・活動記録書は、協会事業年度開始後、原則2か月以内に審判委員会より発行される。

6 初めて審判員として認定された者に対しては、主催大会において着用が義務付けられるシャツを1着無償で支給する。追加で必要となる場合は、その費用を実費として請求するものとする。ただし、シャツのデザインが変更された場合には、この限りではない。

(審判員に関わる費用)

第14条 審判員の受験料、認定料、更新料は以下の通りとする。

区分	受験料	認定料	更新料
A級レフェリー	3,000 円	7,000 円	2,000 円
B級レフェリー		5,000 円	
C級レフェリー		3,000 円	

(審判員の活動維持条件)

第15条 審判員は、現在の級を維持するために、その協会事業年度内に以下の試合数とポイント数を満たさなくてはならない。

区分	試合数	ポイント数
A級レフェリー	8試合	10ポイント
B級レフェリー	5試合	10ポイント
C級レフェリー	5試合	5ポイント

2 前項における試合数とは、公式試合及び国際大会においてレフェリー業務（テーブルサイドレフェリーまたはファースイドレフェリー）を担当した試合数を指す。ただし、公式試合に該当しない場合であっても、正規の競技規則に基づき実施された試合については、当該試合数に含めることがある。

3 第15条が規定するポイント数は以下の活動により、1日当たり1ポイント加算する。

- ①協会主催又は共催大会の準備及び運営に参加
- ②審判員試験の実施及び受験
- ③オフィシャルクリニックの実施
- ④レフェリークリニックの実施及び受講
- ⑤第5章で定めるレフェリーサポート対象事業
- ⑥審判員としてIBSAのルールで行われる国内及び国際大会の参加
- ⑦その他協会が認める事業への参加

(昇級した年度の活動維持条件)

第16条 昇級した審判員は、その協会事業年度において昇級前の活動条件を満たした場合、翌事業年度においても同一の級を維持するものとする。

(審判員の降級)

第17条 審判員は、その協会事業年度末までに以下の条件を満たさなかった場合は、翌年度に1段階降級する。ただし、協会会長が事情を鑑み、認めた場合はこの限りでない。

- ①活動記録書を提出しなかった場合
- ②更新料を支払わなかった場合
- ③第15条の審判員の活動維持条件を満たさなかった場合

2 活動条件を満たさなかったC級レフェリーは降級せず、C級レフェリーとして留まる。ただし、協会事業翌年度に昇級試験を受験することはできない。

(公平な活動機会の情報提供)

第18条 審判委員会は、審判員が活動維持条件を達成するために、第15条3項で列举された情報を審判員に、公平に、公表しなければならない。

第3章 審判員の認定試験

(審判員認定試験日の公開)

第19条 審判委員会は、審判員認定試験（以下、「試験」とする）の実施日が決定した場合、速やかに公にしなければならない。

2 審判委員会は、試験を実施する場合、第11条の規定に沿った認定試験実施者（以下、「実施者」とする）をあらかじめ決めておかななくてはならない。

(試験の受験資格)

第20条 審判員の各級の受験資格は以下の通りとする。

- ①A級レフェリーは、以下の全ての条件を満たした者が受験できる。
 - (ア) B級レフェリーとして通算4年以上の活動実績を有すること。
 - (イ) 第6条で定める試合数及びポイント数において、B級レフェリーとして20試合以上と40ポイント以上を取得していること。
- ②B級レフェリーは、以下の全ての条件を満たした者が受験できる。
 - (ア) C級レフェリーとして通算3年以上の活動実績を有すること。
 - (イ) 第6条で定める試合数及びポイント数において、C級レフェリーとして15試合以上と15ポイント以上を取得していること。
- ③C級レフェリーは、以下の全ての条件を満たした者が受験できる
 - (ア) 公認オフィシャルスタッフとして通算2年以上の活動実績を有すること。
 - (イ) 第5章で定めるレフェリーサポートにおいて、10日以上レフェリー経験を積んでいること。
 - (ウ) レフェリークリニックを1回以上受講していること。

2 審判員試験を受験しようとする者は、第12条で定める活動実績年数に満たない場合であっても、それが180日以内であり、所定の試合数及びポイント数の要件を満たしているときは、受験申請を行うことができる。この場合、当該レフェリーは、任意様式の申請書及び当該時点における活動報告書を添えて審判委員会に提出しなければならない。

(受験者数の上限)

第21条 試験は、その試験評価の特性上、1回の試験における受験者数について、以下の人数を上限とする。ただし、確保できた会場の面積や運営上の状況に応じて上限数を適宜変更することがある。

- ①A級レフェリー認定試験 4名
- ②B級レフェリー認定試験 4名
- ③C級レフェリー認定試験 4名

(試験の内容)

第22条 審判員の各級の認定試験は、次に定める基準に従い評価する。

- ①A級レフェリー認定試験は、1日の講義及び筆記試験で行われる。
- ②B級レフェリー認定試験は、1日の講義、筆記試験及び2試合の実技試験で行われる。
実技試験は公式試合で行われる。
- ③C級レフェリー認定試験は、1日の講義、筆記試験及び1日の実技試験で行われる。

(試験の合否)

第23条 審判員の各級の認定試験は、いずれの試験科目でも80%以上の成果で合格とする。

(試験実施者の人数)

第24条 試験実施の際の実施者の人数は以下の通りとする。

- ①A級レフェリー認定試験 1名
- ②B級レフェリー認定試験 1名
- ③C級レフェリー認定試験 1名

2 C級レフェリー試験がレフェリークリニックと併催され、かつ受験者と受講者の合計が4名以上となった場合、1名に限り補佐をつけることができる。

3 受験者は、実施者及び補佐になることはできない。

(実施者の義務)

第25条 審判委員会は、受験申請者に対し、申込締切後1週間以内に受験の可否の通知をしなければならない。

2 審判委員会は、当該級に求められる技量に応じた筆記試験を作成するものとする。

3 実施者は、試験実施後に受験者の筆記試験の答案及び実技試験の評価結果の詳細を、速やかに審判委員会に知らせなくてはならない。

4 審判委員会は、理事からの求めに対し、受験者の筆記試験の答案及び実技試験の評価結果の詳細を提出しなくてはならない。ただし、理事本人が受験者である場合、この限りでは

ない。

5 試験の実施に関与したすべての者は、受験者の筆記試験における答案および実技試験の評価結果の詳細について、正当な理由なく第三者に開示してはならない。

6 試験を受験する者が審判委員会の委員である場合は、当該試験に係る筆記試験の内容を、試験実施前に閲覧してはならない。

第4章 オフィシャルクリニック レフェリークリニック

(オフィシャルクリニックの開催)

第26条 協会は、協会の理念に賛同する者を対象として、ゴールボール競技規則の基本的事項の理解を促し、競技への親しみを深めることを目的に、オフィシャルクリニックを適宜開催するものとする。

(オフィシャルクリニックの受講資格)

第27条 オフィシャルクリニックは、18歳以上の者が受講することができる。ただし、高等学校に在学する者は、保護者の同意を要するものとする。

(オフィシャルスタッフと公認オフィシャルスタッフ)

第28条 オフィシャルクリニックを受講した者を、オフィシャルスタッフとする。オフィシャルスタッフは、公式試合にて、協会が定める競技及び運営ボランティア業務を務めることができる。

2 オフィシャルクリニックを受講し、所定の手続きをした者は、公認オフィシャルスタッフとして登録されるものとする。公認オフィシャルスタッフは、公式試合にて、オフィシャル業務を行うことができる。

(レフェリークリニックの開催)

第29条 協会は、レフェリーの知識および技術の向上を図ることを目的として、レフェリークリニックを適宜開催するものとする。

(レフェリークリニックの受講資格)

第30条 レフェリークリニックは、オフィシャルクリニックを受講し、かつ公式大会において競技ボランティアとしての活動実績を有する者が受講することができるものとする。

(各クリニックの受講者の上限)

第31条 オフィシャルクリニック及びレフェリークリニックの受講者数の目安は、次の通りとする。

- ①オフィシャルクリニック 30名程度
- ②レフェリークリニック 6名程度

2 前項の受講者数は、会場の規模、運営体制、受講希望者数その他の状況に応じて、必要に応じて調整することができるものとする。

(各クリニックの内容)

第32条 オフィシャルクリニック及びレフェリークリニックは、以下の日数で行われる。

- ①オフィシャルクリニックは、講義及び実技が1日で行われる。
- ②レフェリークリニックは、1日の講義及び1日の実技で行われる。

2 レフェリークリニックは、C級レフェリー認定試験と併せて実施することがある。

(各クリニックの受講料)

第33条 オフィシャルクリニック及びレフェリークリニックの受講料は、1人当たり無料から3,000円の範囲内とし、開催ごとに事前に定めた上で公表するものとする。

(各クリニックの実施者の人数)

第34条 各クリニックを実施する場合における実施者の人数は以下の通りとする。

- ①オフィシャルクリニック 1名
- ②レフェリークリニック 1名

2 各クリニックの受講者が4名を上回る場合は、補佐を配置することができるものとする。

3 受講者は、実施者及び補佐になることはできない。

(実施者の義務)

第35条 審判委員会は、各クリニック受講申請者に対して、申込締切後1週間以内に受講の可否の通知をしなければならない。

第5章 レフェリーサポート

(レフェリーサポートの定義)

第36条 レフェリーサポートとは、協会内の他部門または協会正会員等からの要請に基

づき、練習会その他の活動において審判員として参加することを含む、任意かつボランティア性の高い支援活動をいう。

(レフェリーサポートの種類)

第37条 レフェリーサポートの対象事業は、主に以下のものをいう。

- ①チャレンジゴールボール大会
- ②アドバンスカップ
- ③強化指定選手及び次世代合宿
- ④盲学校、視覚特別支援学校主催の練習会
- ⑤協会にチーム登録したメンバー主催の練習会

(レフェリーサポート実施日の公開)

第38条 審判委員会は、レフェリーサポートに該当する実施日が決定した場合、速やかに当該情報を審判員及び公認オフィシャルスタッフに周知しなければならない。

(レフェリーサポートの参加資格)

第39条 レフェリーサポートに参加するにあたり、主催者が特段の制限を設けていない場合には、審判委員会は当該審判員等の階級の高低によって参加の可否を判断してはならないものとする。

第6章 審判員の国際活動

(日本国外への大会への参加)

第40条 審判員は、国内外の審判員資格の取得及び維持を目的として、日本国外のゴールボールの大会（以下、「国際大会」とする）に審判員として参加できるものとする。

(国際大会参加時の情報報告の義務)

第41条 国際大会に参加する審判員は、安全確保および緊急時の対応を目的として、参加日程、利用する航空便名及び宿泊先を、事前に協会に報告しなければならない。

(国際大会参加費用の支援)

第42条 協会は、国際大会に参加を希望する審判員に対し、当該大会への参加に要する費用の一部を補助することがある。

2 補助の対象、金額、手続きその他必要な事項は別に定める。

第7章 審判員の謝金

(謝金)

第43条 審判員には、日本ゴールボール選手権大会（予選を含む）にて審判員として活動をした場合、対価として謝金及び交通費が支払われる。謝金額と交通費については別で定める。

附 則

この規程は、2026年（令和8年）8月17日から施行する。

- ・2021年（令和3年）8月2日 審判員の倫理規程を施行した。
- ・2022年（令和4年）6月1日 公認審判員規程及び公認審判員制度細則を施行した。
- ・2023年（令和5年）4月1日 審判員規程及び公認審判員制度細則の一部を改正し、審判員の謝金に関する規程を施行した。
- ・2024年（令和6年）5月1日 公認審判員制度規程を改正した。
- ・2026年（令和8年）8月17日 上記規程類を全面的に見直し、「審判員に関する規程」として統合・施行する。